

役員等報酬等支給基準

理事及び監事の報酬等の額について
支給しない。

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準について
支給しないため適用する基準はない。

(参考条文)

定款第8条（評議員の報酬等）

評議員は、無報酬とする。

定款第21条（役員等の報酬等）

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

平成29年6月26日評議員会議決